

## 後期 第5問

Cは、Xから賭博の資金を借り入れるにあたり、友人Aから許可され使用していたA名義のクレジットカード(以下、「本件カード」)を担保として交付した。それによりXは、本件カードの使用を名義人Aが許可し、Aにおいてその決済がなされるものと誤信するに至った。しかし、AとXは面識がなく、AはC以外の者が本件カードを使用することを許可する意思はなかった。また、Cは本件カードを利用した際は、利用代金をAに手渡し、または指定口座に振り込むなどして支払っていたが、Xはこの事実を知らされていなかった。

Xは本件カードを入手した2日後、本件カードの加盟店であるガソリンスタンドB(以下、「B店」)の従業員に対し、A本人になりすまし、カードの利用代金を支払う意思及び能力がないにもかかわらず、これをあるかのごとく装い、本件カードを提示して給油を申し込んだ。B店の従業員は、XをAと誤信してガソリンを給油した。

なお、B店の規則では名義人以外のクレジットカードによる清算には応じないこととされており、加盟店規約上、B店はカード利用者が本人であることを善良な管理者の注意をもって確認することが定められていた。また、本件カードの会員規約として、名義人本人のみが使用できること、他人に譲渡、貸与、質入れ等してはならないことが定められていた。

Xの罪責を論ぜよ。

参考判例：最高裁第二小法廷平成16年2月9日決定